

**資 料 提 供**  
令和3年6月17日  
担 当：広島県対策本部  
担当者：新型コロナウイルス  
感染症対策担当 渡部  
直 通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年6月16日(水)に、新型コロナウイルス感染症の患者が2例確認されました。  
新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内11304～11305例目です。  
本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【 発 生 数 】 1市で、 全て50代 計2人
- 【 症状等の度合 】 中等症1（50代1人）， 軽症1
- 【 入院等の状況 】 入院中1， 宿泊療養中1， 調整中0
- 【 他事例との関連 】 濃厚接触者2
- 【 県外往来等※ 】 全てなし

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来  
・ 再陽性の患者はいません。

| 市町名／年代 | 10歳未満 | 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90歳以上 | 合計 |
|--------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|
| 廿日市市   |       |    |    |    |    | 2  |    |    |    |       | 2  |
| 合計     |       |    |    |    |    | 2  |    |    |    |       | 2  |

【県民，事業者の皆様へ】

- 外出は，外出機会と時間を合わせて半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者（勤務形態によっては執務室内の定員）を7割削減するとともに，20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は，最大限自粛してください。
- 感染者やその家族，医療福祉関係者等を，絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては，感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害，患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から，提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。